

開催年月日	平成30年3月14日(水)
質問者	日本共産党 宮川 潤 委員
答弁者	農政部長 小野塚 修一
	農政部次長兼 多田 輝美
	競馬事業室長
	生産振興局長 宮田 大
	農村振興局長 藤田 二
	農政課長 水戸部 裕
	競馬事業室参事 田中 源一
	畜産振興課長 山口 和海
	農業経営課長 橋本 真明
	事業調整課長 須藤 正之
	政策調整担当課長 成田 裕幸
	水田担当課長 山野寺 元一
	環境飼料担当課長 赤池 政彦
	国営調整担当課長 高崎 悟

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>一 酪農業の振興と飼料自給の向上等について</b>                      昨年、12年ぶりに生乳の道外移出量が40万トンを超えました。都府県の生乳生産が落ち込み、北海道のシェアが高まっていると考えておりますけれども、一方で、TPP11・日EUEPAなどの影響が懸念されるところでもあります。</p> <p><b>(一) 道内の生乳等の道外移出状況と北海道酪農の役割について</b>                      そこです。道内の生乳等の10年間における道外移出状況についてお聞きをいたします。併せて都府県の減少の要因及び、国内生乳生産における北海道酪農の役割についても見解を伺います。</p> <p><b>(二) 道内生乳生産の現状について</b>                      いっそうこの役割は高まっているとのことですが、道外への移出は増加する一方で、道内の生乳生産は減少しているということだそうですが、道も決して楽観できる状況ではないと考えます。                      都府県の減少の要因同様の課題が、本道酪農にもあるのではないかと考えますが、酪農家の戸数の推移と離農状況、年齢構成、担い手の状況とともに、道の見解についても併せて伺います。</p>	<p><b>【畜産振興課長】</b>                      生乳の道外移出等についてでございますが、平成29年の全国の生乳生産量は728万トンで、その内訳は本道が389万トン、都府県が339万トンとなっております。</p> <p>都府県の生産量が、離農による酪農家戸数の減少に伴いこの10年で約100万トン減少する一方で、本道におきましては、規模拡大による経産牛頭数の確保や一頭当たり乳量の増加により近年は390万トン前後で推移しておりますことから、我が国の生乳生産に占める割合は年々高まり、29年には53%となっております。</p> <p>このため、本道の酪農は乳製品製造のみならず都府県の生産量の減少を補う形で、生乳のまま、あるいは道内で産地パックされた牛乳として、移出は年々増えておりまして、29年は、生乳で44万トン、牛乳で40万トンの合わせて84万トンが移出されるなど、我が国の牛乳乳製品の安定供給に果たす役割は一層高まっていると考えております。</p> <p><b>【畜産振興課長】</b>                      酪農家戸数の推移などについてでございますが、本道の酪農家戸数は、農業従事者の高齢化や複数戸による法人化の進展などによって減少が続いており、平成19年の8,310戸から29年の6,310戸と、この10年間で2,000戸減少しております。</p> <p>近年、離農戸数は減少傾向で推移しているものの、28年では、189戸が生乳の出荷を中止する一方、28戸が農外から新規参入したことから、酪農経営からは161戸が離脱している状況にあります。</p> <p>なお、新規参入のほか、年間100戸程度の経営が新規学卒やUターンという形で継承されております。</p> <p>また、本道の酪農経営者は、26年の酪農全国基礎調査によりますと、40代以下が35%、50代が37%、60代以上が28%で、平均年齢は52.3歳と、都府県が58.5歳よりも6.2歳若くなっております。</p> <p>道としては、本道の生乳生産基盤の維持・強化を図るためには、酪農経営の規模拡大や法人化の促進のみならず</p>

### (三) 酪農家所得の推移について

多様な経営ということもありましたけれども、2012年には10年で所得が20%減少しているということでもあります。その後、収入はどう推移したのか、直近との比較で改善がされているのか、伺います。

### (四) 経営規模拡大等による影響について

経営は改善してきているようではございますけれども経営の規模が拡大しているということもあると思いますけれども、その影響について伺います。規模別での所得比較についても併せてお示し願います。

### (五) 安定した経営と担い手対策について

規模が大きくなるとそれだけ所得も大きくなるということではありますけれども、規模を大きくするというだけではなくて、離農をカバーする就農を進めることが必要だというふうに考えます。

ここは頑張らないと北海道酪農の将来は開けてこないというふうに考えます。本気で取り組む施策展開が必要であります。「今こそ北海道酪農」へと、安定した経営と担い手対策にどう取り組んでいくのか。部長に伺います。

是非、北海道を支えるという気持ちで後継者対策にも取り組んでいただきたいと思います。

### (六) 飼料自給の現状について

次に飼料に関してでございますが、配合飼料価格は、1トン6万円台で推移し、平成に入って4万円前後で推移した時とは格段に高くなってきているという感じですが、放牧酪農という北海道ブランドのイメージを高めていくためにも、輸入配合飼料への依存度を下げて、乳牛の飼料自給率をあげることは喫緊の課題ではないかと考えます。これまで同僚議員が提案してきた飼料自給率は目標通り上がってきているのかどうか、お示し願います。

ず、新規参入をはじめとする経営の円滑な継承に加え、酪農ヘルパーや牛の給食センターに相当するTMRセンター、哺育・育成センターといった地域営農支援システムによる家族経営のサポートなどによりまして、地域において多様な経営が持続的に生乳生産に取り組みめるよう支援していくことが重要と考えているところでございます。

### 【畜産振興課長】

所得の推移についてでございますが、本道の酪農経営1戸当たりの平均農業所得は、2012年、平成24年でございますが849万円と、その10年前の14年の1,113万円に比べて24%減少をしておりますが、近年、生乳販売価格や個体販売価格の上昇、1戸当たりの飼養頭数の増加などから、経営収支が大幅に改善されておまして、直近の28年では2,170万円となっております。

### 【畜産振興課長】

規模拡大による所得への影響についてでございますが、本道の酪農経営における平成28年の農業所得は、平均では2,170万円となっております。搾乳牛の飼養頭数規模別にみますと、20頭未満は472万円、20～30頭までは929万円となっております。30～50頭では1,305万円と1,000万円を超えまして、さらに、50～80頭で2,206万円、80～100頭では2,670万円と2,000万円台になり、100頭以上では4,733万円と、経営規模が大きくなるにつれて生乳販売額と個体販売額が増加して農業所得も増加しているという状況にあります。

### 【農政部長】

担い手対策等についてでございますが、近年、道内の酪農家が、毎年3%前後減少している中、本道酪農の持続的発展を図るためには、農家子弟による経営継承はもとより、農外からの新規参入者の確保が重要と認識しております。

このため、道では、関係機関・団体と連携しながら、就農セミナーや新・農業人フェアなどを通じた新規参入希望者に対する情報提供をはじめ、乳牛の導入と併せ、後継者不在農家や離農跡地の畜舎等を整備して新規参入者に貸し付ける「農場リース事業」や、酪農ヘルパーに対し酪農経営全般に対応した研修を行うことにより新規参入にもつながる「酪農経営ヘルパー育成支援促進事業」、就農前の研修や就農直後の経営確立を支援する資金を交付する「農業次世代人材投資事業」などに取り組んでいるところでございます。

また最近、酪農の主産地では、畜産クラスター事業などを活用しまして研修牧場や研修機能を有する農場を整備し、実践的な研修が行われており、こうした取組とも連携しながら、農外からの新規参入と経営の早期安定化を促進してまいりたいと考えております。

### 【環境飼料担当課長】

飼料自給率についてでございますが、自給飼料は購入飼料に比べ安価であり、経営コストの低減や経営の安定に寄与するものであることから、その生産と利用の拡大を進め、飼料自給率を向上させることは、本道酪農の経営体質の強化を図る上で極めて重要な課題であると認識しております。

道では、一昨年3月に策定しました「第7次北海道酪農・肉用牛生産近代化計画」におきまして、目標年である37年度の乳用牛の飼料自給率を75%と設定し、飼料生産基盤の整備に取り組んでいる中、27年度は64%と、近年は、横ばいで推移しているところでございます。

### (七) 飼料自給率の目標達成について

64%と横ばいで推移しているということでありませけれども、目標達成に向けて是非頑張っていたきたいと考えております。

37年度自給率が75%ということですから、少し乖離があると思います。

残された期間もそう長くないと思いますので、これまでも農地更新などに取り組んできましたけれども、横ばいのままであります。とても効果が出ているとは言えないのではないかと感じます。4年前の議会答弁で、「飼料自給率の向上に向けて取り組む」と答弁されましたけれども、これまでの取組みの効果についてどう考えて、課題はどこにあると考えているのか伺います。

### (八) 今後の取組について

草地更新に対する意識を高めていくということですから、是非取り組んでいただきたいと思えます。

やはり、道産牛乳、道産牛というブランドを高めるためにも、私は飼料自給をあげることは不可欠というふうに思えます。今後この点についてどう取り組んで目標を達成するのか伺います。

道産牛、道産牛乳のイメージというのは、北海道そのもののイメージにも直結すると考えますので、是非、目標達成に向けて頑張っていたきたいと思えます。

## 二 米政策転換の対応等について

次に、米政策の転換の対応等について、伺います。

### (一) 米の直接支払交付金の廃止への影響について

政府は、半世紀近く続けてきたコメの生産調整等について、行政による生産目標の配分を新年度から廃止いたしましたして、減反とリンクした米の直接支払交付金、10a当たり15,000円だったものが、今年度は7,500円、来年度はゼロへととなります。

その影響について道は、どの様に認識をされているのか。

本道への交付実績とあわせて、伺います。

### (二) 稲作経営の安定に向けた対応について

本道でおおよそ73億円近く、農家一戸当たりで50万円減額になるということは、影響としては非常に大きいと思えます。

### 【生産振興局長】

これまでの取組の効果などについてですが、道ではこれまで、草地の整備・更新による生産性の向上や、新技術・新品種の導入などによる飼料作物の作付拡大、TMRセンターやコントラクターといった営農支援組織に対する支援を強化してまいりましたほか、平成24年に道や関係機関で設立しました「北海道自給飼料改善協議会」による植生調査や優良事例等の普及、セミナーの開催など関係機関と一体となって植生改善、自給飼料の品質向上やその啓発に取り組んでまいりました。

こうした取組により、草地の生産性の指標の一つであります草地更新率は、27年度で3.5%と5年前の2.8%から0.7ポイント向上するなど、徐々にではありますが、生産者の自給飼料の利用・生産に対する意識も高まってきているところです。

一方、近年の規模拡大による労働力不足や配合飼料への依存などから、「北海道自給飼料改善協議会」が実施いたしました植生調査では、全道の草地の47%を雑草と裸地が占めるなど、自給飼料の生産性はいまだ高くはない状況にありますことから、生産者の植生改善に対する意識を更に高め、生産性の高い草地への整備や更新を加速化していくことが必要であると考えているところでございます。

### 【農政部長】

飼料自給率向上に係る今後の取組についてでございますが、自給飼料は、その価格が穀物市場や為替相場といった外的要因に左右されず、酪農畜産経営のコストの低減や経営の安定に大いに寄与するものであり、今後、飼料自給率の向上を図るためには、北海道の優位性を最大限に活かし、草地基盤をフル活用した良質な自給飼料の生産と利用の拡大を進めることが重要でございます。

このため、道としては、関係機関・団体と密接に連携しながら、放牧に適した草種の導入など優良な牧草品種の普及や草地の植生改善の推進をはじめ、イアコーンサイレージなどの自給濃厚飼料の生産拡大や、TMRセンター、コントラクターといった営農支援組織への支援の強化などを通じ、良質な自給飼料の確保を進め、乳用牛の飼料自給率の目標である75%の実現が図られるよう、積極的に取り組んでまいります。

### 【水田担当課長】

米の直接支払交付金の廃止の影響についてでございますが、「米の直接支払交付金」は、生産数量目標を守って生産した農業者に10アール当たり7,500円が交付される制度でありまして、本道における交付実績は、28年度で、12,361件、72億9千万円となっております。

本制度の廃止により、道内の平均的な稲作経営におきましては、収入が50万円程度減少すると見込まれ、特に本道のような大規模で専門的な稲作経営への影響が懸念されるものと認識しております。

### 【生産振興局長】

稲作経営の安定に向けた対応についてでございますが、道では、これまで米の生産コストの低減を進めるほか、生産数量目標に替わる「生産の目安」の設定等により、

これだけでも大きいのですが、今後生産数量目標の配分がなくなるといことで、需給バランスが崩れた場合、北海道米の価格にも影響が及ぶことになると思います。

道は、国にどういう対応を求めて、その結果をどう受け止めているのか、伺います。

### (三) 本道の稲作振興について

畑作等への転作を行った場合や基盤整備を行った場合を対象にした対応策があっても、その条件に該当する農家もあればしないこともあると思います。

転作した場合の交付金は、政府の誘導という意味合いもあるでしょうが、米か転作か、どちらが有利だろうかという農家の判断が前提になることであります。

1戸の農家に国全体の需要と供給のバランスがどうなるのか、それを見通して、それに応じた生産をせよと求めることは、酷ではないかと私は思います。

そのためにも、全国の需給調整が必要ではないでしょうか。

また転作を対象にした交付金ですが、今後転作が増えても、総額が、交付金全体の総額が変わらず、面積当たりの単価が引き下げられては困るのではないのでしょうか。

道はどのように稲作経営の安定を進め、かつ本道稲作農業の発展を図ろうとしているのか、伺います。

## 三 自然災害の影響と持続可能な農業のあり方等について

### (一) 自然災害の影響等について

#### 1 雪害の状況と対応について

去年は台風がありましたし、今年は大雪で農業も大変大きな影響を受けましたので、そういった自然災害の影響と持続可能な農業のあり方について質問いたします。

2月の4日から6日にかけて、日高・渡島・檜山管内を大雪と暴風雪が襲いました。被害にあった農家戸数が何戸になるのか。ビニールハウス、倉庫等の農業被害の件数、及び被害額の規模を示してください。

また、農政部と振興局において、現在までどういう対応をしたのか、併せてお示しください。

#### 2 被害農家への補償について

135戸の農家で被害があったということですが、共済からは、どういう補償がありますか。

農家からは、ビニールハウス倒壊の補償だけではなく、今年の農作物に対する補償があるのかという声も伺っているところであります。その点についても明らかにしてください。

北海道米の需給と価格の安定に努めますとともに、国に対しましては、産地交付金を含む水田活用の直接支払交付金の充実や、米価下落に対するセーフティネットとしての収入保険制度の円滑な導入、さらには、全国的な需給調整の仕組みの構築など、必要な施策を提案してまいりました。

こうした中、国では、水田フル活用と経営所得安定対策の着実な実施に必要な予算を確保しましたとともに、JAグループでは、需給調整を支援する「全国農業再生推進機構」を新たに設置するなど、米政策の見直しに対応した施策や体制の充実が図られてきたものと受け止めております。

### (農政部長)

本道の稲作振興についてでございますが、道では、この度の米政策の見直しに適切に対応していくため、国に対して、必要な対策を求めますとともに、農業再生協議会を通じ、新たに「生産の目安」を設定し、その周知を図るなど、関係機関・団体と連携して、需要に応じた米生産を推進してきているところでございます。

道といたしましては、こうした取組に加えまして、低コストで省力的な生産技術の導入や新たな品種の開発、水田の大区画化などを総合的に推進するほか、北海道米のブランド力の強化や販路の拡大を一層進め、本道における稲作の持続的発展と経営の安定に努めてまいります。

### (農政課長)

大雪による被害の状況とその対応についてであります。2月4日から6日にかけての大雪と暴風雪によりまして、日高管内を中心に、135戸の農家で被害が発生いたしました。

この内訳としましては、ビニールハウスの倒壊などが549棟、倉庫・畜舎の損壊などが29棟となっており、これら被害の復旧に要する額につきましては、現在、市町村やJAにおいて調査を進めているところでございます。

道といたしましては、この度の大雪被害を受け、農政部及び振興局から、現地に職員を派遣し、除雪作業などの支援を行いますとともに、雪害に対する技術指導や低利な制度資金に関する情報提供、北海道農業共済組合連合会に対する共済金の早期支払に向けた働きかけなどに取り組んできたところでございます。

また、2月16日には、知事が現地に赴き、今後の対応などにつきまして地元関係者との意見交換を行いましたほか、道として、道内選出国會議員や農林水産省に対しまして、被害施設の撤去や再建・修繕などについて支援要請を行ってきたところでございます。

### (農業支援担当課長)

園芸施設共済による補償についてでございますが、園芸施設共済におきましては、農作物を栽培するためのビニールハウス本体に加え、共済加入者からの申出により、暖房機などの附帯施設や施設内農作物、さらには、施設の撤去・復旧に係る費用も補償対象とすることが可能となっております。

ただいまの答弁で、補償は施設と農作物ということだと思いますが、2月のはじめでありますから時期的にはビニールハウスの中には何も植えていないところが多かったと伺っております。植えていないから、作物そのものは被害には遭ってはいない。しかし、その畑に今年1年何も植えられない状況にもなり得る。あるいは、作付の遅いような作物に転換せざるを得なくなる、それに伴って所得が減少するということもあるけれど、ハウスが被害を受けた時点では植えていなかったものなので、その分所得が減少したとしても補償はされない、こういうことになるというふうに考えてよろしいですね。

厳しい状況であり、更なる支援が必要だということになると思います。

### 3 国の支援について

国の支援も求めるべきと考えますけれども、どういう事業を想定しているのか伺います。

### 4 経営体育成支援事業について

経営体育成支援事業のメニューには「被災農業者向け経営体育成支援事業」というものがありまして、「生産に必要な機械について」10分の3を補助するということだそうです。この補助では、ハウスについては支援があるけれども、農作物については支援はなされないということになりますか。

また、10分の3という補助率では、少ないと考えるのがいかがですか

引き上げられたこともあるということでありまして、最大の補助を早急に実施されるよう求めて頂きたいと思っております。

### 5 共済未加入者への対応について

経営体育成事業の「被災農業者向け経営体育成支援事業」の補助は、共済から補償があるということをお話していますが、それで不足する分を補償するという考え方のようではありますが、特に新規就農者の中には、共済未加入の方もいると伺っているところであります。

共済未加入者は非常に厳しい状況に追い込まれるということになりますけれども、そういった方の相談にのる必要があると思っておりますけれども、どこで相談を受けることになりますか。

加入者も含めて、農作物への補償がないことを踏まえて、どのような対応が考えられるか、伺います。

この施設内農作物の具体的な補償内容としましては、当該農作物の種子代や苗代など、これまでの生産に要した費用とされているところでございます。

なお、農業共済組合からは、今回被害を受けた園芸施設共済加入者に対しましては、今月中に共済金が支払われる予定と伺っているところでございます。

### (農業支援担当課長)

国の支援についてであります。今般の大雪被害では、日高管内を中心に、ビニールハウスが多数倒壊するなど甚大な被害が発生する中で、被災自治体から道に対しまして、ビニールハウスの撤去や設置に対する支援要請があったところでございます。

国においては、平成25年度の大雪被害の際、農産物の生産に必要な施設等の再建・修繕及び撤去を支援する被災農業者向け経営体育成支援事業が措置されており、道では、こうしたことを踏まえ、国に対して、この事業の発動など、被害施設の撤去及び再建・修繕等について、十分な支援措置を講ずるよう要請を行ったところでございます。

### (農業支援担当課長)

被災農業者向け経営体育成支援事業についてでございますが、本事業の助成対象は、農産物の生産に必要な施設の復旧又は被害前の当該施設と同程度の施設の取得や、施設を修繕するために必要な資材の購入のほか、被災した農業用機械や附帯施設の取得などであり、農作物は助成の対象とされていないところでございます。

補助率につきましては、通常10分の3以内であります。平成25年度の大雪や平成28年度熊本地震の際には、2分の1以内に引き上げられており、被災の状況に応じて設定されるものと承知しております。

### (農政部長)

被災農業者に対する対応についてでございますが、被災農業者の方々におきましては、技術面、経営面などで様々な課題がある中、被災農業者からの相談につきましては、各種支援に関する情報が集約されている市町村や農協、振興局が対応していることに加えまして、営農技術や制度資金など具体的な課題に応じ、農業改良普及センターや日本政策金融公庫も、個別に相談を受け付けているところでございます。

現在、国におきましては、今回の大雪による被害状況の把握に努めるとともに、その状況に応じて、被災農業者が営農をあきらめることのないよう、必要な支援策を総合的に検討するとしており、道といたしましては、こうした国の検討状況を注視しつつ、本庁と振興局が連携

ぜひ、本道基幹産業を災害から守り、発展させるという立場で頑張っていたいただきたいと思います。

## (二) 持続可能な農業のあり方等について

### 1 農業における防災・減災対策について

政府の基本路線には、防災・減災対策が盛り込まれているようですが、ただ今とりあげたような大雪等の気候変動に伴う災害被害を踏まえ、道ではどのように施策を打っていかようとしているのか伺います。

### 2 SDGsと「家族農業の10年」の背景について

知事の執行方針の中で、持続可能な開発目標・SDGsが盛り込まれました。当然、農政部もこの考え方にのっとるといことになると思います。国連は昨年、貧困・飢餓の撲滅と地球環境の保全を掲げる「持続可能な開発目標」を実現するため、2019年から2028年を「家族農業の10年」とすることを決めました。この背景について農政部としてどうとらえているのか伺います。

### 3 SDGsと「家族農業の10年」の取組について

国連では、世界の食料を守るためにも、家族農業が守られていくべきだというような立場に立っているということですね。新年度国家予算で後継者対策として、農業次世代人材投資事業に175億円を確保しております。北海道としてSDGsをどう掲げて、どう取り組んでいきますか。「家族農業の10年」北海道版としてどう取り組むのか決意も含めて伺います。

家族農業を主体とすることについて、極めて重要という答弁でありました。最近では、企業の農業参入や大規模化ばかりが話題になりがちですが、家族農業への位置づけについて改めて確認をさせていただいた上で、次の質問に移っていきたいと思います。

し、地域の関係者の皆様のご意向を伺いながら、関係機関・団体と一体となって、被災農家の皆さんが安心して営農を継続していただけますよう、必要な対応について検討してまいります。

### (農村振興局長)

農村地域における防災・減災対策についてでございますが、本道では、平成28年8月の台風災害をはじめ、異常気象による自然災害が度々発生し、農地や農業用施設などに大きな被害が発生しております。

このため、道では、災害発生時に速やかに被災状況を把握し、早期に復旧工事を実施するため、地元関係機関・団体との連絡体制や協力体制の強化などに取り組んでいるところです。

また、防災・減災対策を強化するためには、農地や農業用施設などの排水対策が重要であることから、農家負担を軽減するいわゆるパワーアップ事業を活用しながら、暗渠排水などの整備を促進するとともに、市町村などの関係機関と連携し、排水路や排水機場を総合的に整備するなど、災害に強い生産基盤づくりを計画的に推進してまいります。

### (政策調整担当課長)

SDGsと「家族農業の10年」についてでございますが、2015年に国連で採択されたSDGsにおきましては、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な17の目標と、さらに細分化された169のターゲットから構成され、そのうち、「飢餓をゼロに」という目標の下に、「家族農家をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる」旨のターゲットが掲げられております。

SDGsの中にこうしたターゲットが示され、昨年末に開かれた国連総会で、2019年から28年を「家族農業の10年」として決定された背景には、現在、世界の食料の約8割が家族農業による生産で賄われており、世界中の食卓を守る重要な役割を担っていることがあるものと受け止めているところでございます。

### (農政部長)

SDGsと「家族農業の10年」の取組についてでございますが、国におきましては、SDGsのターゲットに掲げる「家族農家等の生産性及び所得を倍増させる」具体的施策として、担い手への農地集積・集約化や新規就農の促進、スマート農業の推進をはじめ、6次産業化や都市との交流の推進などを位置付けているところでございます。

道といたしましても、本道農業・農村の持続的な発展を図るためには、SDGsの実現に向け、家族経営を主体とした多様な担い手が将来に希望を持ち、地域の特色を活かした農業経営を展開していくことが極めて重要と考えておりまして、担い手の育成・確保をはじめ、農業生産を支える基盤づくりや高付加価値農業の推進、さらには、道産農畜産物のブランド力の強化による消費拡大など、家族農業の維持・発展に向けた施策を積極的に推進してまいります。

## 二 道営競馬について

ギャンブル依存症の発症を誘引するカジノ解禁に対しては多くの反対の声が上がっています。道営競馬について馬産地振興を進めると同時に場外馬券発売所の設置に当たっては、近隣住民の理解と合意が必要だと考えます。そこで以下何点か質を問致します。

### (一) 公営ギャンブルの位置づけについて

まず、前提となる考え方ですが、競馬には限りませんが公営ギャンブルの位置づけと目的について伺います。

### (二) 各場外馬券場の売上額と収入額について

自治体財政の寄与を目的としていると言うことでありますが、場外馬券発売所は全道で15カ所あると承知しております。各場外馬券発売所の売上と収入額について伺います。

### (三) 場外馬券場の設置について

堅調な経営状況と言うことかと思えます。ずいぶん大きな単位のお金がやり取りをされていますが、場外馬券発売所の設置について、設置自治体と住民の合意、住民説明会、教育施設からの距離など、どのようになされるのか。また、どうなされるべきと考えておられるのか伺います。

### (再)

設置基準を伺いましたが今の答弁は、敷地に適当な広さがある、はっきりしないと言う感じが致しますね。適当な広さと言うのはどう言う基準なのか判りません。

それから、周辺の文教施設や病院に著しい支障をきたす恐れがないように。著しい支障というのは誰が決めるのかと言うことも判りませんし、著しいと言うのはどの程度のことなのかと言う事が今の答弁中からははっきりと致しませんでした。例えばパチンコ店などの風俗営業法が適用される施設は施行条例の中で文教施設や病院から何メートル以内には造っては行けないと厳格に規定されています。場外馬券発売所はこういう規定にはなっていないのですか、改めて確認の意味で伺います。

### (競馬事業室参事)

公営ギャンブルについてでございますが、公営ギャンブルは、自治体など公的な機関が開催する競馬、競輪、競艇、オートレースの4競技と宝くじなどの公営くじがあるところでございます。

いずれも、自治体財政等への寄与を目的として行われており、ホッカイドウ競馬をはじめとする地方競馬の多くは、昭和23年度に発足し、所管官庁は農林水産省となっているところでございます。

### (競馬事業室参事)

場外発売所の発売額についてであります。昨年11月9日に閉幕したホッカイドウ競馬におけます平成29年度の道内の発売額のうち、全道15カ所に設置しております場外発売所では約17億6千万円と、計画対比で99.4%、前年対比97.3%となっております。また、門別競馬場では約3億9千万円の売上げとなっており、計画対比で127.6%、前年対比108.8%となっている状況でございます。

このほか、他主催者の競馬発売で得られる業務協力金収入につきましては、好調に推移していることから、当初予算での約19億6千9百万円の計上に対しまして、約21億2千8百万円と約1億5千9百万円の収入増を見込んでいるところでございます。

### (競馬事業室長)

場外発売所の設置についてでございますが、ホッカイドウ競馬にとりまして場外発売所は、ファンサービスの向上や売上げ確保のために必要な施設であると考えているところでございます。この設置に当たって国では、周辺の文教施設や病院などに著しい支障を来すおそれがないことや敷地に適当な広さがあることなどの設置基準を定めているほか、所管する警察署への協議や、地元自治体及び設置地域の町内会長の同意を得た後、農林水産大臣の承認を得て設置することとされておりまして、道といたしましてもそうした基準や手続に即し、適切に取り進める必要があると考えているところでございます。

### (競馬事業室長)

設置基準についてでございますが、競馬の場外設備の基準については、農林水産省告示に基づき、学校などの文教施設や病院などの医療施設から適当な距離を有し、文教上または保健衛生上著しい支障を来すことがないことと定められておりますが、そうした施設からの距離などにつきましては具体的に定められていないところでございます。

そうしたことから、国は、場外設備の設置に係る承認に当たっては、立地環境や地理的状况を総合的に勘案するなど、それぞれの事例ごとに判断しているところでございます。

#### (四) 場外馬券場設置に関する住民からの疑問などについて

文教施設や病院から適当な距離と言うことであります。適当な距離と言う基準ですから、その事例毎に判断することになると思います。一律の基準がないと言うことですね。私はこういったものを懸念するんですよ。

例えば旭川市で、ショッピングセンターに場外馬券発売所が設置されることになりました。それで「説明されていない」という住民の声も寄せられています。道はどのように把握していますか。これまで、場外馬券発売所設置の際に、住民からはどう言う疑問、不安が寄せられてきたのか伺います。

心配の声があったと言うことと、道が運営するから意見を言いやすいとの声があったと、両方の意見が今報告されました。説明会を行うと両方の意見が大体出るんですけども、大体こういう説明会は圧倒的に反対の声が多いというのが通常ではないでしょうか。両方の意見があるにせよ、そういう状況のまま、もし設置と言うことになると禍根を残すことになるのではないかと懸念をするところでもあります。

#### (五) ギャンブル依存症対策について

次の質問に移ります。ATMが常設されていると、掛け金に歯止めがなくなり、消費者保護やギャンブル依存症対策の観点から撤去が進んできたと承知しております。しかし、ショッピングセンターなどでは、ショッピングセンター自体にはじめから常設されているために規制ができないと、消費者保護やギャンブル依存症対策の観点からどのような対策が進められていますか。ギャンブル依存症に至らない対策があればお示し願いたいと思います。

#### (再)

インターネット投票に対するアクセス制限を実施する予定と言うことでありますが、私は預金を引き出すATMやローンを借りるキャッシングの機械の設置について伺ったところでもあります。

場外馬券発売所の中にATMやキャッシング機器が設置されているところがありますか。或いはショッピングセンター等の中に馬券発売所とATMキャッシング機器がそれぞれが設置されている所がありますか伺います。

#### (再々)

発売所内に設置しているところもあるし、ショッピングセンター内にそれぞれATMとキャッシング機器それぞれ馬券発売所がある。現在2カ所今後3カ所あると言うことであります。馬券発売所の中、或いは発売所から外に出ないでATMキャッシング機器を使用できる環境について、どう認識されていますか。対策が必要だと考えていますか。

#### (競馬事業室長)

旭川市で設置を予定している場外発売所についてでございますが、その設置に当たっては、所轄する警察署への協議や、地元自治体への説明及び設置地域の町内会長の同意を得て進めてきたほか、1月28日に周辺住民を対象とする説明会を開催し、施設の概要等について説明を行ったところでございます。

周辺住民からは、場外発売所ができることによる周辺道路の渋滞の発生や交通事故の増加、不審者の増加などについて心配の声が聞かれた一方で、道が運営する施設であるため、運営等に対し、意見を言いやすい、地域の活性化につながるといった声が寄せられたところでございます。

#### (競馬事業室長)

ギャンブル依存症対策についてでございますが、国において統合型リゾート、いわゆるIRの導入に係る議論が行われる中で、ギャンブル等依存症対策の強化に向けた取組が進められており、各公営競技についても、対策が講じられているところでございます。

ホッカイドウ競馬におきましても、本人申告による入場制限措置や相談窓口の開設及びその周知・啓発等を農林水産省や地方競馬全国協会など、関係する機関と連携して実施し、ギャンブル等への依存を防ぐ取組を強化しております。

JRAでは、昨年12月よりインターネット投票における家族申告によるアクセス制限を実施する中、地方競馬においても、家族申告などの入場制限などが検討される予定であり、道といたしましては、こうした対策により、ギャンブルへののめり込みを防止できるよう万全を期してまいりたいと考えております。

#### (競馬事業室長)

場外発売所についてでございますが、全道15か所の発売所のうち、発売所内にATMが設置されているのは、石狩場外発売所1か所となっております。

また、ショッピングセンターに入居している小樽、苫小牧に加え、今月、新たに開設予定の旭川場外につきましても、同一施設内にATMが設置されているところでございます。

#### (競馬事業室長)

ATMについてでございますが、場外発売所内に設置されている石狩場外については、郊外にあるというその地理的特性から、ATMは場外利用者のほかに、地域住民の利便性向上にも寄与しておりますが、今般、国ではギャンブル依存症対策強化の観点からも、その設置状況を調査しており、道としても、そうした国の動きを踏まえた上で適切に対応してまいりたいと考えております。

一方、場外発売所が入居するショッピングセンター内に設置されているATMにつきましては、ATMを所有する金融機関やショッピングセンターの判断により客の利便性を考慮した上で設置していると認識しております。

いずれにいたしましても、道としましては、ギャンブル

#### (六) 条例による規制の必要性について

馬券発売所の中に、そのATMが設置されると具体的に言いましたけれども、地域住民も利用すると仰っていましたが、そりゃそうですよ、それば利用するでしょ、あれば近くに、しかし、誰が中心になってどういう使われ方をしているのかと言うことが問題ですから、改めて使用実態についてよく調査されて対応を考えて頂きたいと思います。また、ショッピングセンターの場合、もともとショッピングセンターにあるということであるので、そりゃ単純な対応はできないかもしれませんが、どういう風に使われているのか、道として使用実態についてよく調査し対応することが必要であります。公営であっても競馬はギャンブルであり、必要な規制があつてしかるべきだと思います。道民から支持されてこそ軽種馬振興として成り立つものと考えます。場外馬券発売所設置の際に何の歯止めにもならない農水省通達だけでは理解は得られません。道営競馬の運営と農業振興の両立のために条例でしっかりと規制を運営を定めていくべきではないか。農政部長の見解をいいます。

ただいま答弁で、国が厳正に審査すると仰いましたが、国が厳正に審査するその基準は、適当な距離、適当な広さ、これをもとに厳正に審査するんですね。私は、それは厳正とは言わないと思いますが、なお、ご検討願いたいと思います。

#### 五 国直轄事業の計画変更に関する公文書等について

国直轄事業費は道負担を伴うために、道は国に対し十分な説明を求めることになっております。また、開発局の高コスト体質が問題と指摘されているということもあり、昨年(2017)の第4回定例会一般質問で、建設部の直轄ダム事業において、計画変更に伴う交渉経過について、記録の作成・保存が必要と指摘したところでもあります。

そこで、農政部にも伺いたいと思いますが、

##### (一) 直轄事業における計画変更について

農政部では、直轄事業における計画変更において、どのような事業があり、当初計画と比べて、変更後の事業費がどうなっているのか、お示してください。

625億円の増ということでありました。

##### (二) 計画の変更に関する記録の作成・保存について

この計画変更にあたって、妥当性を検証するためには、道における検討経過、開発局とのやり取りなどをどのように行って、その記録は、どのように作成・保存されているのか伺います。

文書として作成して保存しているとのことでありました。

ル依存症などの懸念に対応し、関係機関と連携しながら、相談窓口の開設とその周知、入場制限措置の強化など必要な対策を講じていく考えでございます。

#### (農政部長)

場外発売所についてであります。その設置に当たりましては、競馬法施行令第2条に基づき、農林水産大臣に申請し承認を受けなければなりません。その過程におきましては、周辺の文教施設や医療施設への配慮などといった設置基準を満たした上で、管轄する警察との協議、さらには地元自治体や地域町内会の同意状況などについて、国が厳正に審査することとなっております。

道といたしても設置場所の選定に当たりましては、国の設置基準を踏まえた上で、地域事情に十分配慮し進めますとともに、ギャンブル依存症などの懸念に対応し、関係機関と連携しながら、相談窓口の開設とその周知、入場制限措置の強化など必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

#### (国営調整担当課長)

直轄事業の計画変更に伴う事業費についてでございますが、平成29年度に実施している直轄事業のうち、計画変更を行ったのは4地区であります。いずれも国営かんがい排水事業でございます。

4地区合わせて当初の計画事業費は1,727億円ですが、計画変更後の事業費は625億円の増の2,352億円となっております。

#### (国営調整担当課長)

計画変更に当たり、開発局との協議についてでございますが、直轄事業の計画変更に当たっては、あらかじめ地区ごとに関係市町村、土地改良区、農協、開発建設部、振興局などで構成する検討会において、計画変更の必要性や妥当性について協議を行っているところでございます。

なお、協議の結果は、文書として作成し保存しております。

**(三) 公文書・行政文書管理に関する国・道の動向と今後の取組について**

公文書は、行政をチェックする上で重要な役割を果たすだけでなく、国民が主権者として持つ「知る権利」を保障すると言う点で民主主義の根幹をなすものだと思います。

公文書、行政文書の管理が今話題となっている中ではありますが、国、道は新しい対応を取っています。それらを受け止めて今後とも公正な公文書の作成、保存等の管理に取り組むという決意を伺いたいと思います。

ぜひ厳格な管理をお願いしたいと思います。

**(四) 受注実績について**

最後に確認させていただきますが、リニア中央新幹線に関する談合で問題になっている、スーパーゼネコン4社の受注実績ですけれども、この5年間について、実績があるかどうか、この点について最後に確認させていただきたいと思います。

**(農政部長)**

公文書の適正な管理についてでございますが、公文書は、道の施策等の意思決定過程を記録するなど、重要なものであり、文書管理関係諸規程などにおいて、作成や保存の取扱いが詳細に定められていることから、個々の職員はもとより、組織として、これらの規程等を遵守し、適正な管理に努めなければならないものと認識してございます。

道においては、昨年末、文書管理の担当部局から改めて「公文書の管理の適切な実施について」通知が発出され、また、国においても、行政文書の管理を一層適正に行うため、「行政文書の管理に関するガイドライン」が改正されたと承知しており、農政部としては、担当部局と連携しながら、今後とも公文書の適切な管理に努めてまいります。

**(事業調整課長)**

建設工事の受注状況についてでございますが、農政部所管の農業土木工事において、本年度を含む過去5か年について確認を行いましたところ、リニア中央新幹線の建設工事に関連して、報道されている4社の受注実績は、いずれもありませんでした。